



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報（2023.11 - 12・2024.1）



Vol. **65**

March 2024

会計・開示情報 (2023.11-12・2024.1)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
いただけます。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2023年11月号

企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会 (JICPA)

【最終基準】

1 実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等の公表

2 「会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正について」の公表について

本実務対応報告は、資金決済法上の電子決済手段について、現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であることなどを踏まえて、その発行及び保有等に係る会計処理及び開示について定めることを目的として公表されました。また、これに伴い、企業会計基準第32号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」のうち、資金の範囲に関する事項が改正されています。本実務対応報告、本会計基準及び本実務指針は、公表日以後適用することとされています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年11月22日）

【公開草案】

1 実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等の公表

本公開草案は、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）の会計処理及び開示に関する取扱いを示すことを目的として公表されました。また、本公開草案を適用する場合に実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書(案)「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて(案)」があわせて公表されています。

本公開草案では、当該法人税等の計上時期及び見積りの取扱い、貸借対照表及び損益計算書における表示、四半期財務諸表における取扱い等について提案されています。本公開草案は、2024年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されています。

なお、四半期財務諸表における注記の定めについては、上記に関わらず、2025年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されています。なお、本公開草案に対するコメントの募集は2024年1月9日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年11月22日）

【Information】

1 「四半期開示の見直しに関する実務の方針」の公表について

東京証券取引所は、2023年11月22日に「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を公表しました。これを受けて、JICPAも「四半期開示制度の見直し」に関する各種お知らせを公表しています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年11月29日）

金融庁

【改正】

1 四半期報告書の廃止を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立について

上場会社に対する期中の業績等の開示頻度の改正（四半期報告書制度の廃止）の内容を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が原案どおり成立しました。これにより、上場会社は、四半期報告書に代わり半期報告書の提出が義務付けられることとなります。当該法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。四半期報告制度の廃止及び公衆縦覧期間の延長に関する規定は、2024年4月1日から施行されます。2024年4月1日より前に開始した四半期に係る四半期報告書の提出については、なお従前の例によるとの経過措置が設けられています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年11月21日）

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会（委員会）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

【公開草案】

1 公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS第32号、IFRS第7号及びIAS第1号の改訂案）」

本公開草案は、金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品について、企業の財務報告上の課題に対処するための以下の修正案を提案しています。

- 企業が金融負債と資本を区別するのに役立つためのIAS第32号の分類原則についての明確化
- 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の複雑性について説明する開示要求事項
- 普通株式に帰属する金額（純損益及び包括利益合計含む）について、その他の資本性金融商品の保有者に帰属する金額と区分して表示する新たな要求事項

公開草案に対するコメントの締切りは、2024年3月29日です。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年12月15日）

欧州委員会（EC）

今月、特にお知らせする事項はありません。

2023年11月号

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【最終基準(会計基準更新書(Accounting standards update; ASU))】

① ASU第2023-07号「セグメント別報告(トピック280):報告セグメントの開示の改善」

本ASUにより、公開企業のセグメント別報告に関する開示内容が拡大されます。本ASUにより、公開企業は、経営上の最高意思決定者に定期的に報告される重要なセグメント費用項目の開示、及び「その他」のセグメント損益項目に関する報告セグメント毎の内容記述が求められます。また、期中期間の要約財務諸表においても年度の財務諸表と同等のセグメント損益及びセグメント資産の開示等が必要となります。

本ASUは、2023年12月16日以降開始する事業年度から適用され、表示される全期間について遡及適用されます。また、期中期間の開示については2024年12月16日以降に開始する事業年度から適用されません。なお、早期適用が認められています。

KPMG関連資料:
Defining Issues (英語)

企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会 (JICPA)

【公開草案】

1 企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等の公表

本公開草案は、改正後の金融商品取引法に従って新たに半期報告書において開示される中間財務諸表に係る会計処理及び開示を定めることを目的としており、基本的な方針として、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の会計処理及び開示を引き継ぐことを提案しています。なお、本公開草案に対するコメントの募集は2024年1月19日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年12月22日）

東京証券取引所

【Information】

1 金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について

東京証券取引所は、2023年12月18日に「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」を公表しました。本見直し等の主な内容は、第1・第3四半期決算短信の取扱い及び上場規則の実効性の確保に関するものであり、改正金商法の施行日（2024年4月1日予定）から実施されます。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2023年12月22日）

金融庁

【改正】

1 重要な契約の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正」等の公表

金融庁は2023年12月22日、重要な契約の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正」等及び「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表しました。これは、2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」における提言を受け、「重要な契約」に関して開示すべき契約の種類や求められる開示内容を明らかにするために、有価証券報告書等及び臨時報告書の記載事項について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正するものです。

本改正により、有価証券報告書等については、「重要な契約」に関して、1) 企業・株主間のガバナンスに関する合意、2) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、及び3) ローン契約又は社債に付される財務上の特約についての開示が必要になります。本改正に係る内閣府令は、2024年4月1日から施行されます。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年1月9日）

【改正案】

1 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

ASBJが、実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」及び企業会計基準第32号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」を公表したことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正が提案されています。本改正案は、電子決済手段を「現金」に含めることとなったため、「資金」の定義を改正するものです。また、財務諸表等規則等に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）の一部改正(案)等も合わせて提案されています。コメントの締切りは2024年1月9日であり、改正後公布の日から施行される予定です。

2023年12月号

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2023年12月11日)

【改正案】

2 令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について

本改正案等は、2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という)のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の規定を整備するためのものです。本改正案等の主な内容は以下のとおりです。

- 上場会社等が提出する半期報告書に関する規定の整備
- 半期報告書に含まれる中間財務諸表に関する規定の整備
- 臨時報告書の提出事由の追加

コメントの締切りは2024年1月9日であり、パブリックコメント終了後、所要の手続を経て公布、施行(2024年4月1日)される予定です。なお、本改正案に対するコメントの募集は2024年1月9日に締め切られており、所要の手続を経て公布、施行(2024年4月1日)される予定です。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2023年12月13日)

【Information】

1 「記述情報の開示の好事例集2023」(サステナビリティに関する考え方及び取組の開示)

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する開示府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたことに関して、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるかについて、投資家・アナリスト・有識者及び企業を構成員とする勉強会で検討が行われました。本事例集では、勉強会で議論された内容を踏まえて、「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」を掲載しています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2024年1月10日)

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

欧州委員会 (EC)

今月、特にお知らせする事項はありません。

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【最終基準(会計基準更新書(Accounting standards update; ASU))】

1 ASU第2023-08号「無形資産 — のれん及びその他 — 暗号資産(サブトピック350-60):暗号資産の会計処理及び開示」

本ASUは、無形資産の定義及び他の特定の要件を満たす暗号資産について、その保有者の会計処理、表示及び開示を新たに要求しています。新たに要求される会計処理及び表示は以下の通りです。

- 要件を満たす暗号資産は公正価値で事後測定し、公正価値の変動は純損益に認識する
 - 暗号資産は、貸借対照表上、その他の無形資産と区別して表示する。また、暗号資産の再測定により生じる利得または損失は、損益計算書上、その他の無形資産の減損や他の帳簿価額の変動から生じる利得または損失と区別して表示する
- また、本ASUの開示要求事項には以下が含まれます。
- 年次及び期中財務諸表:保有する重要な暗号資産について、暗号資産ごとの名称、取得価額、公正価値及び数量を開示し、個別に重要でない暗号資産については公正価値の合計額及び取得価

額の合計額を開示する

- 年次財務諸表:暗号資産の合計について事業年度の期首から期末までの調整表を開示する

本ASUは、2024年12月16日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められています。なお、本ASU適用に伴う累積の影響額は適用開始年度の期首剰余金に調整されます。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting standards update; ASU))】

2

ASU第2023-09号「法人所得税 (トピック740): 法人所得税の開示の改善」

本ASUは公開企業に対して、年次財務諸表において実効税率 (法人税等負担率) の調整表を指定された8つの区分とその他に分けてパーセント及び金額の両方を開示すること、及び定量的な閾値 (税引前利益に法定実効税率を乗じた金額の5%) を超えるすべての調整項目について、性質等の追加情報を開示することを要求しています。なお、公開企業以外の企業に対しては重要な調整項目の性質と影響に関する定性的開示を要求しています。

また、本ASUはすべての企業に対して、年次財務諸表において国税、地方税及び外国税ごとの支払額、並びに法人所得税の総支払額の5%以上を占める税管轄地ごとの支払額を開示することを要求しています。

本ASUは、2024年12月16日以降開始する事業年度 (非公開企業においては2025年12月16日以降開始する事業年度) から将来に向かって適用されます。なお、早期適用及び過年度に遡っての適用も認められています。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

1

ASU案「負債: 転換権その他のオプション付き負債 (サブトピック470-20)」

本ASU案は、資本性証券のみへの転換を必ずしも要求しない特定の転換特徴を持つ負債性金融商品 (例: 現金転換特性を持つ転換社債) を既存の契約条件とは異なる条件に従って決済又は転換する場合に、「誘因による転換」または「負債の消滅」のどちらの会計処理モデルを適用すべきかを判断するための要件を明確化することを提案しています。また、「誘因による転換」の会計処理はASC470-20の適用範囲にある実質的な転換特性を有する現時点では転換可能でない転換社債にも適用されることが明確化されています。

本ASU案の適用開始日は利害関係者のフィードバックを受けて今後決定されますが、企業は本ASU案の提案を、将来に向かって適用することも、過去に遡って適用することも認められる予定です。なお、本公開草案に対するコメントの募集は2024年3月15日に締め切られています。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

2024年1月号

企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会 (JICPA)

【公開草案】

1 実務対応報告公開草案第68号(実務対応報告第44号の改正案)「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」の公表

本公開草案では、グローバル・ミニマム課税制度における所得合算ルール (Income Inclusion Rule (IIR)) に係る取扱いに加えて以下が提案されています。

- > 今後の税制改正により法制化される予定の軽課税所得ルール (Undertaxed Profits Rule(UTPR)) 及び国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax(QDMTT))等の取扱いについて
- > 国際的な動向等に変化が生じない前提で、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととする当面の取扱いを継続することについて
- > 当該取扱いは四半期決算並びに中間決算においても適用することについて

本公開草案は、公表日以後適用することが提案されています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2024年1月31日)

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

【アジェンダ決定(確定)】

1 個別財務諸表における親会社と子会社との合併 (IAS第27号「個別財務諸表」)

IAS第27号を適用して個別財務諸表を作成する親会社が、個別財務諸表における子会社との合併の会計処理 (IFRS第3号「企業結合」に従い取得法を適用するのか、又は子会社の従前の簿価を引き継ぐのか) についてのIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定が確定し、IFRIC Updateへの補遺としてリリースされました。

委員会による調査の結果、本論点からは広範な影響や重要性がある影響は想定されないと判断され、基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。なお、委員会はそのような合併に対して親会社が個別財務諸表において取得法を適用することは一般的でないと述べています。

あずさ監査法人解説資料:
IFRS解釈指針委員会ニュース(2024年3月)(後日掲載予定)

欧州委員会 (EC)

今月、特にお知らせする事項はありません。

米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、
専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、
あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/j-gaap.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html)

IFRS基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/ifrs.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html)

修正国際基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/jmis.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html)

米国基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/us-gaap.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html)

本稿に関するご質問等は、
以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

下田 勇矢

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。